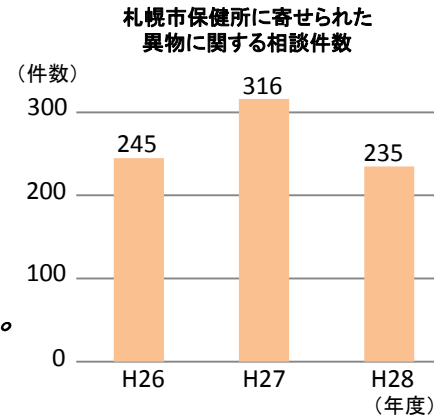


札幌市保健所広域食品監視センターから、市場及びスーパー関係者の皆様に情報をお届けします。

異物混入を防ぐ

保健所に寄せられる異物に関する相談は毎年200件以上。

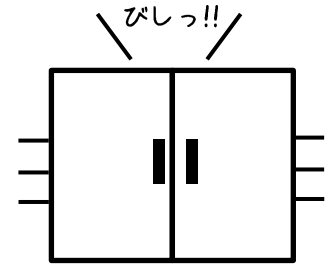
異物混入を防ぐため、今日からできることをご紹介します。



異物を作業場に

一、持ち込まない

- ・扉を閉めて作業をしよう。
- ・作業場に持ち込めるものを決めよう。
- ・作業服に付着していないか確認しよう。



異物を食品に

二、つけない

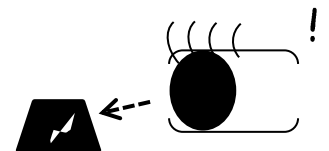
- ・帽子は髪の毛を覆うものを用意しよう。
- ・整理整頓を心がけよう。
- ・作業場はきれいにしておこう。



異物を

三、見逃さない

- ・目視などで確認して排除しよう。
- ・2人以上で確認しよう。
- ・排除したことは記録しておこう。



食品の収去検査結果

広域食品監視センターでは、食品の安全性確認のため、市場やスーパー等で流通している食品の収去検査（抜き取り検査）を行っています。結果は以下の通りです。

（平成28年11月～平成29年5月 広域食品監視センター実施分）

食品分類	検査検体数				違反等検体数および違反内容	
	微生物検査	理化学検査		農薬検査	「食品衛生法」違反	「札幌市食品等の自主管理基準」等不適
			放射性物質			
魚介類	77	73	22	0	—	—
魚介類加工品	76	89	2	0	筋子・いくら：2件（亜硝酸根）	飯寿司：1件（大腸菌群） ちりめん干し：1件（細菌数） 塩辛：1件（大腸菌群）
肉卵類 その加工品	6	6	0	0	—	—
冷凍食品	8	5	0	3	—	—
穀類 その加工品	4	10	1	0	—	—
野菜・果物・豆類 その加工品	2	80	44	81	その他の野菜類：2件 （農薬：プロチオホス、トリフルラリン）	—
菓子類	0	15	0	0	—	—
清涼飲料水	7	7	0	0	—	—
酒精飲料	0	2	2	0	—	—
その他の食品	35	20	1	0	—	—
ふきとり検査	108	0	0	0	—	—
合計	323	307	72	84	4件	3件

検査の結果、「筋子・いくら」2検体が食品衛生法違反（成分規格）であったため、製造所を所管する自治体に情報提供し、改善措置が行われました。「札幌市食品等の自主管理基準」等に不適の食品については、適宜、指導等を行っています。なお、放射性物質検査は72検体について実施しましたが、いずれも国が定める基準値を超える食品はありませんでした。

発行・お問い合わせ

札幌市保健所 広域食品監視センター
（中央区北12条西20丁目 札幌市中央卸売市場青果棟3F）

TEL 011-641-0635
FAX 011-644-3553